

新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付規程新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">令和4年4月1日 島根県市町村振興協会要綱第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）は、市町村がポストコロナの将来を見据え、活力ある地域社会の構築を図るため新たな視点で移住・定住推進の実践活動を行うことを支援することを目的に、当該事業に要する経費について予算の範囲内で交付する。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 補助対象事業は、次の各号に掲げる政策課題に対応し、市町村自ら新たに事業計画を策定し単独または広域で実施するハード・ソフト事業を対象とする。</p> <p>(1) 「移」 = 対流人口の創出を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな視点で関係人口・対流人口の創出を図る事業 ・企業・大学生・若者などを取り込むための環境整備事業 ・地域や集落活動の継承・交流等を通じた活動 ・その他地域の特性を生かした対流人口の創出を図る事業 <p>(2) 「職」 = 働く場の創出を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休施設を活用したテレワーク等の受け入れ環境整備のための事業 ・事業継承・事業拡大・事業創業を通じた人口定着を図る事業 ・SNS等インターネットツールを活用した魅力的な働き方の情報発信事業 	<p style="text-align: center;">新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">令和4年4月1日 島根県市町村振興協会要綱第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）は、市町村がポストコロナの将来を見据え、活力ある地域社会の構築を図るため新たな視点で移住・定住推進の実践活動を行うことを支援することを目的に、当該事業に要する経費について予算の範囲内で交付する。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 補助対象事業は、次の各号に掲げる政策課題に対応し、市町村自ら新たに事業計画を策定し単独または広域で実施するハード・ソフト事業を対象とする。</p> <p>(1) 「移」 = 対流人口の創出を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな視点で関係人口・対流人口の創出を図る事業 ・企業・大学生・若者などを取り込むための環境整備事業 ・地域や集落活動の継承・交流等を通じた活動 ・その他地域の特性を生かした対流人口の創出を図る事業 <p>(2) 「職」 = 働く場の創出を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休施設を活用したテレワーク等の受け入れ環境整備のための事業 ・事業継承・事業拡大・事業創業を通じた人口定着を図る事業 ・SNS等インターネットツールを活用した魅力的な働き方の情報発信事業

<ul style="list-style-type: none"> ・その他新たな視点で取り組む働く場の創出事業 <p>(3) 「住」＝住まいの創出を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家や公共施設を活用した住まいの創出事業 ・その他住み方に合わせた新たな住空間の創出事業 <p>2 補助対象事業は、市町村が従来から行っている移住・定住推進事業と異なり「新規性」と「先進性」が認められるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他新たな視点で取り組む働く場の創出事業 <p>(3) 「住」＝住まいの創出を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家や公共施設を活用した住まいの創出事業 ・その他住み方に合わせた新たな住空間の創出事業 <p>2 補助対象事業は、市町村が従来から行っている移住・定住推進事業と異なり「新規性」と「先進性」が認められるものとする。</p>
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助対象者は市町村とし、単独または複数市町村での広域連携によるものとする。</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助対象者は市町村とし、単独または複数市町村での広域連携によるものとする。</p>
<p>(補助期間)</p> <p>第4条 補助期間は、継続する3年度以内とし、令和8年度に終了するものとする。</p>	<p>(補助期間)</p> <p>第4条 補助期間は、継続する3年度以内とし、令和8年度に終了するものとする。</p>
<p>(補助金額等)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内とする。</p> <p>2 補助金額は、別表1に定める補助対象経費とし、上限は前条の補助期間を通じて 10,000千円以内とする。補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p>	<p>(補助金額等)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内とする。</p> <p>2 補助金額は、別表1に定める補助対象経費とし、上限は前条の補助期間を通じて 10,000千円以内とする。補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p>
<p><u>(事業計画の認定申請)</u></p> <p><u>第6条 補助を受けようとする市町村（広域連携による場合は代表市町村）は、事業実施計画認定申請書（様式第1号）により事業計画の認定を申請しなければならない。</u></p>	
<p><u>(事業計画の認定)</u></p> <p><u>第7条 理事長は、前条の申請があった場合には、提出された事業実施計画を審査し、認定又は不認定を決定し、事業実施計画認定通知書（様式第</u></p>	

2号)により通知するものとする。

2 前項の決定にあたっては、別に定める補助金審査会の意見を聴取するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条により事業実施計画の認定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、理事長が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第10条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、補助金変更交付申請書（様式第5号）を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

（1）補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

（2）補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

（3）補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするととき。

(補助金の交付申請)

第6条 補助を受けようとする市町村（広域連携による場合は代表市町村）は、理事長が別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 理事長は、提出された補助金申請書を審査し、補助することの適否について決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしようとするときは、別に定める補助金審査会の意見を聴取するものとする。

3 理事長は、補助の決定をしたときは、補助金交付決定書（様式第2号）により、通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 市町村長が、申請の内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

<p>(補助金の変更交付決定)</p> <p>第<u>11</u>条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、補助金変更交付決定書（様式第<u>6</u>号）により、通知するものとする。</p>	<p>(補助金の変更交付決定)</p> <p>第<u>9</u>条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、補助金変更交付決定書（様式第<u>4</u>号）により、通知するものとする。</p>
<p>(補助金の概算払い)</p> <p>第<u>12</u>条 市町村長は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第<u>7</u>号）を理事長に提出するものとする。</p> <p>2 理事長は、前項に規定する補助金概算払請求書が提出され、その内容を審査し適当であると認めるときは、速やかに概算交付するものとする。</p>	<p>(補助金の概算払い)</p> <p>第<u>10</u>条 市町村長は、<u>やむを得ず</u>概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第<u>5</u>号）を理事長に提出するものとする。</p> <p>2 理事長は、前項に規定する補助金概算払請求書が提出され、その内容を審査し適当であると認めるときは、速やかに概算交付するものとする。</p>
<p>(補助金の実績報告)</p> <p>第<u>13</u>条 <u>補助事業者</u>は、<u>当該年度の</u>補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第<u>8</u>号）を理事長に提出しなければならない。</p>	<p>(補助金の実績報告)</p> <p>第<u>11</u>条 市町村長は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第<u>6</u>号）を理事長に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金の確定)</p> <p>第<u>14</u>条 理事長は、前条に規定する補助金の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、<u>補助金の額を確定し</u>、補助金確定通知書（様式第<u>9</u>号）により通知するものとする。</p>	<p>(補助金の確定)</p> <p>第<u>12</u>条 理事長は、前条に規定する補助金の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、補助金確定通知書（様式第<u>7</u>号）により通知するものとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(補助金の請求)</p> <p>第<u>13</u>条 市町村長は、前条の規定により補助金が確定された場合は、速やかに補助金交付請求書（様式第<u>8</u>号）を理事長に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金の交付)</p> <p>第<u>15</u>条 理事長は、前条に規定する<u>補助金の確定をした</u>ときは、速やかに<u>補助金を交付する</u>ものとする。<u>ただし、第7条第2項により概算払を行</u></p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第<u>14</u>条 理事長は、前条に規定する<u>補助金交付請求書の提出を受けた</u>ときは、その内容を審査し、適正であると認められる場合は、速やかに交付</p>

<p><u>った場合には、過不足を精算するものとする。</u></p> <p><u>(全体事業実績報告書)</u></p> <p><u>第 16 条 補助事業者は、事業が全て完了したときは、速やかに全体事業実績報告書（様式第 9 号）を理事長に提出しなければならない。</u></p> <p>（現地調査の実施）</p> <p>第 17 条 理事長は、補助金の適正な執行及び事務処理の円滑化を図るために必要と認められるときは、当該市町村に対して、この法人の職員に現地調査を実施させることができるものとする。</p> <p>2 理事長は、現地調査により、事業内容が第 13 条に規定する実績報告書の内容と著しく異なると判断したときは、当該市町村に補助金の全部または一部の返還を求める等必要な措置を講ずことができるものとする。</p> <p>（帳簿等の整備）</p> <p>第 18 条 市町村長は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管するものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第 19 条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ理事長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>するものとする。</p> <p>（現地調査の実施）</p> <p>第 15 条 理事長は、補助金の適正な執行及び事務処理の円滑化を図るために必要と認められるときは、当該市町村に対して、この法人の職員に現地調査を実施させることができるものとする。</p> <p>2 理事長は、現地調査により、事業内容が第 11 条に規定する実績報告書の内容と著しく異なると判断したときは、当該市町村に補助金の全部または一部の返還を求める等必要な措置を講ずことができるものとする。</p> <p>（帳簿等の整備）</p> <p>第 16 条 市町村長は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管するものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第 17 条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ理事長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から適用する。</p>
--	--

別表1（第5条関係）

対象経費

- 報酬・謝金（賃金、職員費は対象外）
- 旅費
- 材料費及び消耗品費
- 印刷製本費
- 委託料（事業の全部委託は認めない）
- 使用料及び借上げ料
- 通信運搬費
- 工事請負費
- 修繕費
- 備品購入費
- その他事業実施に必要と認められる経費

別表1（第5条関係）

対象経費

- 報酬・謝金（賃金、職員費は対象外）
- 旅費
- 材料費及び消耗品費
- 印刷製本費
- 委託料（事業の全部委託は認めない）
- 使用料及び借上げ料
- 通信運搬費
- 工事請負費
- 修繕費
- 備品購入費
- その他事業実施に必要と認められる経費

様式第1号（第6条関係）

番 号
年 月 日

公益財團法人島根県市町村振興協会理事長様

市町村名 _____
市町村長名 _____

新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業実施計画認定申請書
新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金に係る事業実施計画の認定を受けたい
ので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請予定期 円

(内訳)		単位：円
事業名	事業費	補助金
合計		

注)複数年の場合は全体事業費・補助金を記載すること。

2 事業期間 令和 年度～ 令和 年度 (年間)

3 担当課名等

部課名	担当者名
連絡先(直通) TEL () - FAX () -	
E-mail: _____	

様式第1号その2（第6条関係）

新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業実施計画書

単位：円

<u>事業名</u>			
<u>趣旨・目的</u>	<p>※1 既存事業との違いや新規性、先導性について記載すること。 ※2 現在行っている移住・定住に関する事業の内容がわかるものを添付すること。</p>		
<u>事業の概要</u> <u>(事業内容、効果、年度別計画等)</u>	<p>※スペースが足りない場合は、参考となる別様を添付してください。</p>		
<u>事業実施期間</u>	<u>年度</u> ～ <u>年度</u>		
<u>年度別需要額</u>	<u>R 年度</u>	<u>R 年度</u>	<u>R 年度</u>
<u>事業費</u>			
<u>補助金</u>			

様式第1号その3（第6条関係）

新たた「移住・定住」推進プロジェクト事業 事業費明細書

単位：円

事業名			
事業費 収入	経費区分	金額（円）	摘要
			新たた「移住・定住」推進プロジェクト 補助金
			市町村費
	事業費 支出		合計
事業費 支出	補助対象外		計
			合計

注1 事業毎に作成し、複数年の場合は全体金額を記載すること。

注2 経費区分は、予算科目ではなく、収入支出内容が分かる区分とすること。

注3 委託料は、委託内容及び委託経費の内訳がわかるものを添付すること。

注4 年度別事業内訳書（任意様式）を添付すること。

様式第2号（第7条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 様

公益財團法人島根県市町村振興協会理事長

新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業実施計画認定通知書

年 月 日付け 番号 で認定申請のあった新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業実施計画について、認定します。

記

単位：円

事 業 名	事 業 費	補 助 金
合 計		

様式第3号（第8条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長様

市町村名
市町村長名

令和 年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付申請書
新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____円

(内訳)		単位：円
事業名	事業費	交付申請額
合計		

2 申請担当課名等

部課名	担当者名
連絡先（直通）TEL（ ） - FAX（ ） -	
E-mail:	

様式第1号（第6条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長様

市町村名
市町村長名

令和 年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付申請書
新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____円

(内訳) 単位：円		
事業名	事業費	交付申請額
合計		

2 申請担当課名等

部課名	担当者名
連絡先（直通）TEL（ ） - FAX（ ） -	
E-mail:	

様式第3号その2（第8条関係）

新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業実施計画書（令和 年度）

単位：円

事業名				
事業の概要 (目的、事業内容、効果、年度別計画等)		※スペースが足りない場合は、参考となる別紙を添付してください。		
事業費 支出	収入	科 目	金 額	摘要
		補 助 金		新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金
		市町村費		
		合 計		
	補助対象外	計		
	補助金申請額	円		
	事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
年度毎所要額	R 年度	R 年度	R 年度	合計
事業費				
補助金				

注1 事業毎に作成すること。

注2 変更申請の場合は、変更前を()で記載すること。

様式第1号その2（第6条関係）

新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助事業実施計画書

事業名				
事業の概要 (目的、事業内容、効果、年度別計画等)		※スペースが足りない場合は、参考となる別紙を添付してください。		
事業費 支出	収入	科 目	金額（円）	摘要
		補 助 金		新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金
		市町村費		
		合 計		
	補助対象外	計		
	補助金申請額	円		
	事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
年度毎所要額 (千円)	R 年度	R 年度	R 年度	合計

様式第4号（第9条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

令和 年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付決定通知

年 月 日付け 番号 で交付申請のあった 年度新たな「移住・定住」推進
プロジェクト補助金については、下記のとおり交付を決定します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 条 件

- (1) 助成の対象となる事業は、 年 月 日付け 番号 で申請された新たな「移
住・定住」推進プロジェクト補助金交付申請書に記載されたとおりとする。
- (2) 新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付要綱を遵守すること。

様式第2号（第7条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

令和 年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付決定通知

年 月 日付け 番号 で交付申請のあった 年度新たな「移住・定住」推進
プロジェクト補助金については、下記のとおり交付を決定します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 条 件

- (1) 助成の対象となる事業は、 年 月 日付け 番号 で申請された新たな「移
住・定住」推進プロジェクト補助金交付申請書に記載されたとおりとする。
- (2) 新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付要綱を遵守すること。

様式第5号（第10条関係）番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長様

市町村名
市町村長名

令和 年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金変更交付申請書
年 月 日付け 番号 で交付決定を受けた補助金について下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助金変更交付申請額 円

(内訳)

単位：円

事業名	事業費		交付申請額	
	変更前	変更後	変更前	変更後
合計				

2 変更内容及び理由

- (1) 変更内容
(2) 変更理由

3 申請担当課名等

部課名	担当者名
連絡先（直通）TEL（ ） - FAX（ ） -	
E-mail:	

※様式第3号その2を添付（変更箇所を（ ）で明記する）様式第3号（第8条関係）番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長様

市町村名
市町村長名

令和 年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金変更交付申請書
年 月 日付け 番号 で交付決定を受けた補助金について下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助金変更交付申請額 円

(内訳)

単位：円

事業名	事業費		交付申請額	
	変更前	変更後	変更前	変更後
合計				

2 変更内容及び理由

- (1) 変更内容
(2) 変更理由

3 申請担当課名等

部課名	担当者名
連絡先（直通）TEL（ ） - FAX（ ） -	
E-mail:	

様式第3号その2（第8条関係）

(削除)

様式第3号その2（第8条関係）

新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助事業変更実施計画書

事業名				
事業の概要 (目的、事業内容、効果、年度別計画等)				
<p>※スペースが足りない場合は、参考となる別欄を添付してください。</p>				
収入	事業費	科目	金額(円)	摘要
		補助金		新たな「移住・定住」推進プロジェクト 補助金
		市町村費		
		合計		
支出	事業費	補助対象		
			計	
			合計	
補助金申請額		円		
事業実施期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
年度毎所要額 (千円)		R 年度	R 年度	R 年度 合計

様式第6号（第11条関係）

番
年
月
日
号

市町村長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

令和 年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金変更交付決定通知

年 月 日付け 番号 で変更交付申請のあった 年度協新たな「移住・定住」
推進プロジェクト補助金については、下記のとおり交付を決定します。

記

1 補助金変更交付決定額

円

2 条 件

- (1) 補助の対象となる事業は、 年 月 日付け 番号 で変更交付申請された
新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金変更交付申請書に記載されたとお
りとする。
- (2) 新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付要綱を遵守すること。

様式第4号（第8条関係）

番
年
月
日
号

市町村長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

令和 年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金変更交付決定通知

年 月 日付け 番号 で変更交付申請のあった 年度協新たな「移住・定住」
推進プロジェクト補助金については、下記のとおり交付を決定します。

記

1 補助金変更交付決定額

円

2 条 件

- (1) 補助の対象となる事業は、 年 月 日付け 番号 で変更交付申請された
新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金変更交付申請書に記載されたとお
りとする。
- (2) 新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付要綱を遵守すること。

様式第7号（第1,2条関係）番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町振興協会理事長 様

市町村名
市町村長名

令和 年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金概算払交付請求書

年 月 日付け 番号 で交付決定のあった新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金を概算払請求いたします。

記

1 補助金概算払請求額 円2 概算払請求の理由3. 事業完了予定期様式第5号（第9条関係）番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町振興協会理事長 様

市町村名
市町村長名

令和 年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金概算払交付請求書

年 月 日付け 番号 で交付決定のあった新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金を概算払請求いたします。

記

1 補助金概算払請求額 円2 振込先

金融機関名	店舗名
コード番号	コード番号
預金種目 <input type="checkbox"/> 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号	
<input type="checkbox"/> 当座	
<input type="checkbox"/> 別段	
口座名義人(フリガナ) <u> </u>	

※概算払請求の場合、以下を記入。

<u>概算払請求の理由</u>	
<u>事業完了予定期</u>	

様式第8号（第1,3条関係）

番
年　月　日

公益財団法人島根県市町振興協会理事長様

市町村名
市町村長名

令和　年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金実績報告書

年　月　日付け　番号　で交付決定のあった新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金について、事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金実績額　_____円

(内訳)

単位：円

事業名	事業費	補助金
	()	()
合　　計	()	()

※交付決定（変更交付決定）時点の金額を（ ）で記載すること様式第6号（第1,0条関係）

番
年　月　日

公益財団法人島根県市町振興協会理事長様

市町村名
市町村長名

令和　年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金実績報告書

年　月　日付け　番号　で交付決定のあった新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金について、事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額　_____円

(内訳)

単位：円

事業名	決算額	補助決定額
合　　計		

様式第8号その2（第13条関係）

新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助事業実施報告書（令和 年度）

単位：円

事業名					
事業の成果		※スペースが足りない場合は、参考となる別様を添付してください。			
事業費 支出	収入	科目	金額	摘要	
		補助金		新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金	
		市町村費			
		合計			
	補助対象				
		計			
	補助対象外				
		計			
合計					
補助金実績額					
円					
事業実施期間					
年 月 日 ~ 年 月 日					
年度別所要額		R 年度	R 年度	R 年度 合計	
事業費					
補助金					

注1 事業毎に作成すること。

様式第6号その2（第10条関係）

新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助事業実施報告書

事業名					
事業の成果		※スペースが足りない場合は、参考となる別様を添付してください。			
事業費 支出	収入	科目	金額（円）	摘要	
		補助金		新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金	
		市町村費			
		合計			
	補助対象				
		計			
	補助対象外				
		計			
合計					
補助金申請額					
円					
事業実施期間					
年 月 日 ~ 年 月 日					
年度毎所要額 (千円)		R 年度	R 年度	R 年度 合計	

様式第8号（第10条関係）

（削除）

様式第8号（第10条関係）

番
年　月　日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長様

市町村名
市町村長名

令和　年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金交付請求書

年　月　日付け　番号　で交付決定のあった新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金を請求いたします。

記

1　補助金交付請求額　円

2　振込先

金融機関名	店舗名
コード番号	コード番号
預金種目 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段	口座番号
口座名義人（フリガナ）	

第9号（第1_4条関係）

番
年　月　日
号

市町村長　様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

令和　年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金確定通知書

年　月　日付け　番号　で実績報告のあった　年度新たな「移住・定住」推進
プロジェクト補助金については、下記のとおり確定します。

記

1　補助金確定額

円

様式第7号（第1_1条関係）

番
年　月　日
号

市町村長　様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

令和　年度新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金確定通知書

年　月　日付け　番号　で実績報告のあった　年度新たな「移住・定住」推進
プロジェクト補助金については、下記のとおり確定します。

記

1　補助金確定額

円

様式第10号（第16条問係）

番
年　月　日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長様

市町村名
市町村長名

新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業全体事業実績報告書

令和 年 月 日付け 号で認定を受けた新たな「移住・定住」推進プロジェクト
事業実施計画については事業が全て完了したのでその実績を報告します。

記

1 挿助金実績額（全体） 円

(内 記)		単位：円
事業名	事業費	補助金
合 計		

注）複数年の場合は全体事業費・補助金を記載すること。

2 事業期間 令和 年度～ 令和 年度（ 年間）

3 担当課名等

部 課 名	担当者名
連絡先（直通）TEL（ ） - FAX（ ） -	
E-mail:	

様式第10号その2（第16条関係）

新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業全体事業実績報告書

単位：円

事業名				
事業の成果				
事業実施内容	※スペースが足りない場合は、参考となる別紙を添付してください。			
事業実施期間	年度～年度			
年度別所要額	R 年度	R 年度	R 年度	合計
事業費				
補助金				

様式第10号その3（第16条関係）

新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業 事業費明細書

単位：円

事業名			
事業費	経費区分	金額(円)	摘要
		補助金	新たな「移住・定住」推進プロジェクト 補助金
収入	市町村費		
	合計		
支出	補助対象		
補助対象外	計		
	合計		

注1 事業毎に作成し、複数年の場合は全体金額を記載すること。

注2 経費区分は、予算科目ではなく、収入支出内容が分かる区分とすること。

注3 委託料は、委託内容及び委託経費の内訳がわかるものを添付すること。